

令和7年 第7回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和7年8月5日（木）13：30～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1番：矢方 盛士 3番：仲摩 茂敏 5番：佐々木 洋子
7番：衛藤 眞弓 8番：佐藤 暁史 9番：飯田 祥治朗

推進委員

10番：多田 貫緑 11番：森 眞一 12番：野田 政春 13番：手島 政弘
14番：佐藤 頼久 15番：帆足 改門 16番：熊谷 厚己 17番：徳永 孝文
18番：時松 美智雄 19番：梅木 由紀子 21番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局：3名

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：6名 （農地利用最適化推進委員）：11名
欠席委員 （農業委員）：3名 （農地利用最適化推進委員）：1名

<会長あいさつ>

事務局長 それではですね只今から、令和7年第7回のですね九重町農業委員会の総会を開会したいと思います。着座にて進行させていただきます。本日は農業委員の農業委員の皆様6名出席3名欠席となっております。欠席が、2番佐藤委員。4番平委員、6番小田委員となっております。また、農地利用最適化推進委員が11名出席の1名欠席ということで20番の佐藤委員が欠席となっております。農業委員定数9名に対しまして、農業委員の出席委員は6名です。九重町農業委員会会議規則第7条の規定により過半数を満たしているため、成立することを報告いたします。それでは、これからの進行を、九重町農業委員会総会

会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。よろしく
お願いいたします。

- 議長 (あいさつ)
皆さんにお願いします。総会での発言は挙手をし、議長から指名があ
った後に番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発
言につきましては、議事録に記載されることとなりますので簡潔かつ
明瞭をお願いします。私語についても行わないようにお願いします。
併せて携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにしてい
ただけたらと思います。
- 議長 続きまして議事録署名委員の選出ですが、九重町農業委員会会議規則
第14条第2項規定により、議事録署名委員は8番委員と1番委員に
お願いします。いかがでしょうか。
- 一 同 はい。
議長 長 よろしくお願いします。それでは只今より報告案件から入ります。報
告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について事
務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページをお開きください。報告第17号、農地法第3条の
3第1項の規定による届け出が4件ありましたので受理いたしまし
た。
- 議長 長 内容についてはご一読ください。
ありがとうございます。
- 事務局 報告第18号。非農地通知について事務局より説明をお願いします。
議案書の3ページをお開きください。報告第18号非農地通知につい
て。非農地通知の発出について説明します。農地パトロールを実施し、
すでに非農地判断した荒廃農地のうち土地の所有者より、非農地化の
同意があったものについて、非農地であると判断し正式に非農地通知
を発出するものです。今回非農地通知する土地については、3ページ
に記載の通りです。以上です。
- 議長 長 はい、ありがとうございます。続きまして議案第26号、農地法第3条
の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書の4ページをお開きください。
議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について。
議案第26号(番号1番～5番)を読み上げて説明。
- 議長 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号1番から担当員の方をお願いします。
- 16番委員 16番徳永です。

が買い受けるようになるのではないかということで思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長
7 番 委 員
議 長
7 番 委 員

ありがとうございます。番号4番。

7番衛藤です。

7番どうぞ。

議案第26号4番です。譲渡人〇〇〇さん73歳。譲受人が〇〇〇〇さん75歳です。譲渡人は随分前から〇〇市に居住しておりまして、家屋や農地の管理ができないのですべてを売却したいと希望を持っております。譲受人の方は、現在農地を所有しておりませんので、農地を購入することが出来ませんが、その家屋を購入することで隣接する農地と一緒に付けて購入することが出来るとなっておりますので家屋と農地をすべて購入したいと希望しております。申請地は〇〇〇〇線から〇〇方面に2キロくらい行った〇〇の集落の中にですね、〇〇寺というお寺があるんですけどその隣接地になります。2反6畝の3枚の田んぼになります。売買金額は農地のみですと3万円ということです。現在その田んぼについては、〇〇精米所の方に管理を依頼しております。購入後も引き続き、〇〇精米所の方がするというので話が出来ておりますので、農地を持ってない方が購入しても問題ないと思っております。以上です。

議 長
1 番 委 員
議 長
1 番 委 員

ありがとうございました。次5番。

1番矢方です。

1番どうぞ。

〇〇にいる〇〇さんはちょっと連絡が取れません。譲渡人が〇〇〇〇さん60歳。現場は、〇〇〇温泉を過ぎて橋を渡りましてずっと上がっていきますとカーブミラーの所に〇〇〇〇さんの家が左にあります。それを曲がったところの右の上の田んぼが3枚、昔は〇〇〇〇さんが田んぼを作っていたんですけど、もう今ここ何年か荒地になっております。その3筆を〇〇〇〇さんが買うそうです。金額は少々ち言うておりました。よろしくお願ひいたします。

議 長
3 番 委 員
議 長
3 番 委 員

ありがとうございます。それでは審議に移りたいと思います。皆さん何か質問事項がありましたらお願いしたいと思います。

いいですか。

はいどうぞ。3番

3番仲摩です。議案4号のところの、今さっき衛藤さんが言われたように、農地を持たんから購入できんち言ったけどこれ面積的には3反以上あるから出来るんじゃないですか。

事務局 3反要件が解除されたのでゼロでもいけます。

3番委員 それなら購入可能なんやね。

議長 ただここにね、耕作面積で7,021ってあるよね。〇〇さんところ。これゼロじゃないと。今衛藤さんがゼロっち言われけど、ここ見たら7,021っち書いちゃうけんね。持っとるんかなと思ひよったら、これどうなん。これ確認してもらって。どっちでもゼロでも買えるけん。今は。他ありますか。

21番委員 はい。

議長 21番。

21番委員 5番は売買って言ったけど贈与になっているんですか。

1番委員 贈与、少々っち本人が言いました。もう自分も居ないき、もうその土地が空いちょうき、昔からの付き合いでっちゅうことで少々。

議長 はい。他ありますか。ないようでしたら採決あります。賛成の方挙手をお願いします。はい。賛成ということで承認されました。

議長 続きまして、議案第27号、農地利用集積と推進計画について。農地中間管理機構が、農用地利用集積等推進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する、法律第18条第3項の規定に基づき、この用地を作成した農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会からの意見を聞くものです。議案は4件あります。一括で何か質疑ありましたら。また、ご意見ありましたら受け付けます。はい。ないようですので質疑を終了します。これ採決に入ります。最初の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで。よろしくをお願いします。

事務局 先程〇〇さんの分で確認しました。所有している農地分は、記載の通り7,021㎡です。

3番委員 はい。ちょっと私が言うのはちょっとおかしいかと思ひますけど。元所有者が地区外の人ばっかしのところで、労働力不足って書いてあるのが全部出ているけど、これがもう労力を不足っていうのはまず農業はやってなかったんじゃないですか。どういう解釈といいますか。

事務局 例えば、どなたかに作ってもらっているとかいうことはあるので、自分では作れないが、他の人に作っていただいているところの労働力不足というところですよ。

3番委員 そういうね。はい。わかりました。

議長 はい。報告議案を終わりたいと思ひます。